◎新潟県告示第499号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第１項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から２週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年10月８日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　農用地利用配分計画の概要

| 市町村 | 賃借権の設定等を受ける者 | 賃借権の設定等を受ける土地 |
|---|---|---|
| 聖籠町 | １者 | 三賀聖籠山929番１　0.2ha |
| 長岡市 | 10者 | 福道町江付490番５ほか204筆　29.6ha |
| 見附市 | １者 | 椿澤町中田1114番ほか５筆　1.4ha |
| 小千谷市 | ２者 | 谷内川久保402番２ほか43筆　1.8ha |
| 津南町 | １者 | 下船渡甲8228番ほか４筆　1.2ha |
| 佐渡市 | １者 | 加茂歌代堤下5131番ほか２筆　0.6ha |
| 合　計 | 16者 | 264筆　34.8ha |

2　申請年月日

令和元年９月27日

3　縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4　意見書の提出

法第18条第３項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。